

江別駅周辺地区土地利用検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年9月25日

江別市長 三 好 昇

## 江別駅周辺地区土地利用検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 江別駅周辺地域の活性化につながるよう、江別小学校の敷地及び周辺土地の活用方法について検討するため、江別駅周辺地区土地利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項に関する協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 江別小学校敷地の利活用に関すること
- (2) 江別駅周辺地区の土地利用に関すること
- (3) 江別駅周辺地区の活性化に関すること

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

### (部会)

第7条 検討委員会は、必要により部会を設置することができる。

2 部会の設置及び部会で協議する事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

3 部会の委員は、委員長の指名により検討委員会の委員の中から選任する。

4 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会議の議長となり、会務を統括する。

6 部会長は、部会での協議経過及び結果を検討委員会に報告する。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画政策部政策推進課において行う。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。